



# 認知症カフェをご利用ください

「認知症になっても安心して過ごせる鳥取市」の認知症カフェは心地良く過ごせて、やさしさと笑顔があふれる場所。人と人とのつながりを大切に、地域での暮らしを応援します！ 認知症に関心のある人は誰でも、気軽に参加してください。

問い合わせ先 駅南庁舎地域包括ケア推進課 ☎ 0857-20-3449 📠 0857-20-3404

認知症カフェ（通称「オレンジカフェ」）ともいいます。とは、認知症の人や介護をされているご家族、または認知症に関心のある人や医療・福祉の専門職など、誰でも気軽に参加できる場所のことです。認知症に理解のあるスタッフが常駐していますので、おしゃべりしたり、気兼ねなく日ごろの悩みを相談したり、介護などの情報交換も行うことができます。

## 認知症カフェってなに？

### 参加した人の声を聞いてみました

- 「同じ悩みを持つ人との出会いは、多くの気づきや元気をもらいました。また、明日からの介護を頑張ることができました。」（介護家族）
- 「笑う事も減り、何も出来ないと思っていた妻が、他の人と楽しく話している姿をみて、とてもうれしくなりました。」（介護家族）
- 「普段は相談者と支援者という立場ですが、カフェでは同じ参加者。花を活けたり料理を手伝ったり、楽しそうに過ごす姿を見て、まだまだ出来る力がたくさんある事に気付きました。」（相談員）
- 「ここは私みたいな年寄りでも働かされる。でも頼ってもらっても悪くないね。」（物忘れが多くなって心配なおばあちゃん）
- 「認知症になってもここに来ればいいってわかったから、安心しました。」（近所の人）

認知症の人や自分が認知症ではないかと不安を持っている人、またその家族が、安心して話をすることができるので、認知症の人にとっても、心地良い居場所となり、さらに認知症の人とその家族を地域で支えるための関係点となるもの

現在本市には、7つの認知症カフェ（下表参照）があり、平成27年9月から平成29年1月末までに、延べ1198人が参加しました。

## 参加するメリット

認知症カフェをきっかけに、同じ悩みを持つ仲間と出会った人、介護保険のサービスを受け充実した生活を送っている人、専門医の受診につながる人がいらっしやいます。

## 何力所あるの？

です。

名称・連絡先	場所	日時	参加費など
<b>つながるカフェ</b> ☎ 0857-30-7881 担当：金谷	吉方温泉一丁目252番地1 COMMON吉方温泉	第3水曜日 11時～14時	500円 (昼食代)
<b>なかよしカフェ</b> ☎ 080-1929-5479 担当：本城	吉方温泉一丁目252番地1 COMMON吉方温泉	奇数月第4土曜日 12時～15時	250円 (飲み物、菓子代)
<b>認知症予防カフェこやま</b> ☎ 0857-32-2727 鳥取こやま地域包括支援センター	湖山町西一丁目512番地 学習交流センター鳥取	第3金曜日 10時～11時30分	100円 (飲み物代)
<b>オレンジカフェめぐむ</b> ☎ 090-4653-6022 担当：宮城	桜谷25番地5	第3土曜日 13時～16時	250円 (飲み物、菓子代)
<b>オレンジカフェあおや</b> ☎ 0857-82-6571 鳥取西地域包括支援センター	青谷町善田27番地1 なりすな地域交流館	第4木曜日 9時30分～11時30分	200円 (飲み物、菓子代)
<b>鹿野カフェ</b> ☎ 0857-82-6571 鳥取西地域包括支援センター ☎ 0857-84-3700 老人保健施設ル・サンテリオン鹿野 担当：山根	鹿野町鹿野1517番地 鹿野地区保健センター	第4火曜日 14時～16時	200円 (飲み物、菓子代)
<b>のんびりカフェ</b> ☎ 0858-87-3000 小規模多機能型居宅介護事業所なでしこ 担当：竹本	用瀬町古用瀬473番地3 なでしこ地域交流ハウス	第1火曜日 11時～14時	500円 (昼食代)

# 新本庁舎建設工事 発注方針を決定しました！

☎ 〒680-8571 鳥取市尚徳町116 本庁舎3階 庁舎整備局  
☎ 0857-20-3012 📠 0857-20-3029 📧 choshaseibi@city.tottori.lg.jp

新本庁舎の工事については、本年2月の新本庁舎建設工事発注方法等に関する提言を尊重するとともに、市議会での議論を踏まえ、以下の方針に基づき発注することとします。



## 【今後のスケジュール（予定）】

		H29	H30	H31
設計業務	実施設計	7月未完了		
	地盤改良等	10月未完了		
建設工事	庁舎棟建築ほか	7月未完了		
	市民交流棟建築ほか	7月未完了		
	駐車場棟建築		7月未完了	
	地中熱利用設備		3月未完了	
	植栽		9月未完了	
新本庁舎開庁				●秋

## 1 発注方法

市内業者が建設工事を受注しやすい分離分割発注とします。

## 2 発注時期

庁舎棟建築工事などの8工事は平成29年度、立体駐車場棟建築工事などの2工事は平成30年度、植栽工事は平成31年度にそれぞれ発注します。

## 3 入札方法

本市が定める建設工事に関する入札方法に基づいて発注します。

なお、落札者選定方法については、価格評価方式（注1）を選択します。

## 4 入札参加形態

植栽工事等を除く9工事については、共同企業体への発注を基本とし、共同企業体の結成方式は、庁舎棟建築工事のみ入札後結成方式（注2）とします。

## 5 入札参加資格

### (1) 地域要件

原則、市内業者に限定して発注します。ただし、庁舎棟建築工事などの3工事については、共同企業体の代表者のみ、市内業者に加え、市外業者も対象とします。代表者以外の構成員は、市内業者に限定します。

### (2) 発注等級

格付等級は、最上位等級とします。

### (3) その他

上記の他に必要な入札参加資格は、工事ごとの発注公告で定めます。

注1：価格の最も低い者を落札者として決定する方法

注2：入札により選定された代表候補者が、別に募った構成員候補者と共同企業体を結成する方式。一般的には、入札前に結成した共同企業体で入札に参加する方式。

※発注方針の詳細について、詳しくは本市公式ホームページをご覧ください。